

工事名：新港ふ頭地区臨港道路舗装修繕工事 (R5)

質問内容	<p>配置予定技術者の資格区分で「1級土木施工管理技士」とありますが、国土省の建設業法によると「4000万円未満の技術者用要件として1級施工技士または2級施工技士」となっています。</p> <p>2級土木施工管理技士でも配置可能でしょうか。</p> <p>また、1級舗装施工管理でも配置可能でしょうか。</p> <p>ご教授のほどお願い申し上げます</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p>
------	---



(回答)

- ・ 配置予定技術者の資格区分は1級土木施工管理技士に限定しているため、2級土木施工管理技士および1級舗装施工管理技術者の配置は不可とします。